

第4章 遺言があった場合における相続預金の払戻し —遺留分減殺請求権との関係—

山 田 誠 一

I はじめに

(1) 検討の対象など

預金者が死亡した場合の預金の承継については、預金者の遺言がなく、法定相続となる場合とそうではなく、預金者の遺言があった場合とで、法律関係が異なることになる。

預金者の遺言がなく、法定相続となる場合において、死亡した預金者に複数の相続人がある場合、預金契約については、共同相続人全員が預金者の地位を承継する（最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁⁽¹⁾）とともに、預金債権については、預金債権が金銭債権で可分債権であることから、法定相続分に応じて、各共同相続人に当然に分割され、分割された預金債権が、各共同相続人に帰属することになる（預金債権でない金銭債権について、当然分割されるとしたものとして、最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁⁽²⁾）があり、また、預金債権について、当然分割されることを前提として、全額の払戻しを受けた相続人に対する他の相続人からの不法行為にもとづく損害賠償請求または不当利得の返還請求を認めたものとして、最判平成16年4月20日判時1859号61頁（不法行為にもとづく損害賠償請求または不当利得の返還請求）⁽³⁾お

-
- (1) 本判決は、次のようなものである。「預金者が死亡した場合、その共同相続人の1人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法〔民法〕264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」との見解を明らかにし、預金契約上の地位は、共同相続人全員に帰属するとする。
 - (2) 本判決は、次のようなものである。「相続人数ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」との見解を明らかにした。
 - (3) 本判決は、次のようなものである。「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される（最高裁昭和・・・29年4月8日第1小法廷判決・民集8巻4号819頁・・・参照）」としたうえで、「したがって、共同相続人の1人が、相続財産中の可分債権につき、法律上の権限なく自己の債権となった分以外の債権を行使した場合には、当該権利行使は、当該債権を取得した他の共同相続人の財産に対する侵害となるから、その侵害を受けた共同相続人は、その侵害をした共同相続人に対して不法行為に基づく損害賠償又は不当利得の返還を求めることができるものというべきである」との見解を明らかにした。

よび最判平成16年10月26日判時1881号64頁（不当利得の返還請求）⁽⁴⁾がある。このほかにも、預金債権について、当然分割されることを前提として、全額の払戻しを受けた相続人に対する払戻しをした金融機関からの不当利得の返還請求を認めたものとして、最判平成17年7月11日判時1911号97頁⁽⁵⁾がある。

これらからは、例えば、元本1,000万円で、預入期間1年の定期預金があり、預入後5か月が経過した時に、預金者が死亡した場合、預金者に遺言がなく、法定相続人が2人いて、共同相続人の相続分が各2分の1であったとき、その定期預金契約の預金者の地位は、法定相続人2人に共同で帰属し、預金債権は、元本500万円が、各共同相続人に帰属することになる。預入時から被相続人死亡時までに元本1,000万円について生じた預金利息（5か月分）は、元本と同じくその額の2分の1の額が、各法定相続人に帰属し、被相続人死亡時から払戻し時までに生じた預金利息（7か月分）は、元本500万円についての利息が、共同相続人それぞれに生じたことになるものと考えられる。

なお、これらとは異なり、定額郵便貯金債権については、貯金者が死亡した場合に、当然に相続分に応じて分割されないとする最高裁の判決がある（最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁⁽⁶⁾）。

（2）検討の順序など

本報告では、まず、遺言による預金の処分があった場合において、遺言執行者がいないときに

-
- (4) 本判決は、相続人が2人いる事案について、2人の相続人はそれぞれ、法定相続分通りで、預金債権を相続し、相続した預金債権については、単独で債権者であることを前提とし、そのうえで、相続人の一方が、相続財産中の預金の全額の払戻しを受けたことについて、その2分の1については、払戻しを受けた相続人に受領権限がないとの判断をしたものである（山田誠一「第3章 預金者の死亡による相続と金融機関がする預金の払戻し」金融法務研究会『預金債権の消滅等に係る問題』（金融法務研究会報告書（19）、2012年）37-38頁参照）。
- (5) 本判決は、相続人が3人いる事案について、3人の相続人はそれぞれ、法定相続分通りで、預金債権を相続し、相続した預金債権については、単独で債権者であることを前提とし、そのうえで、2人の相続人が、相続財産中の預金の全額の払戻しを受けたことについて、払戻しを受けた額のうち、他の1人の法定相続分の相当する部分について、2人の相続人には受領権限がないと判断したものである（山田・前掲注（4）39-40頁参照）。
- (6) 本判決は、次のようなものである。「同法〔郵便貯金法〕は同債権〔定額郵便貯金債権〕の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである」としたうえで、「そうであれば、同債権の最終的な帰属は、遺産分割の手続において決せられるべきことになるのであるから、遺産分割の前提問題として、民事訴訟の手続において、同債権が遺産に属するか否かを決する必要性も認められるというべきである。そうすると、共同相続人間において、定額郵便貯金債権が現に被相続人の遺産に属することの確認を求める訴えについては、その帰属に争いがある限り、確認の利益があるというべきである」との見解を明らかにした。

ついて、検討を行ない（Ⅱ）、続けて、遺言による預金の処分があった場合において、遺言執行者があるときについて、検討を行なう（Ⅲ）。そのうえで、遺言による預金の処分があり、それが遺留分を侵害した場合の法律関係について、検討を行なうこととする（Ⅳ）。

Ⅱ 遺言による預金の処分—遺言執行者がいない場合

1 遺言による預金の処分の方法

遺言によって預金を処分する方法としては、いくつかのものを考えることができる。預金については、預金者をA、預入金融機関をB銀行とし、元本を1,000万円、預入期間を1年とする定期預金（本件定期預金）を例とする。また、預入後5か月が経過した時に、Aが死亡した場合について、ここでは検討することにする。また、Aには、法定相続人が2人いるとし、法定相続分を各2分の1とする。なお、ここでは、遺言執行者がいない場合について検討をすることとし、遺言執行者がある場合については、Ⅲで検討をすることとする（遺言執行者については、民法1006条参照）。

以下では、次のような順に、検討を行なうこととする。第1に、Aが遺言において、本件定期預金を、Xに特定遺贈（民法964条参照）する場合が考えられる。この場合、Xが法定相続人の1人であるときと、そうではなく法定相続人ではないときがある（下記2で検討する）。第2に、Aが遺言において、本件定期預金を、法定相続人Xに取得させる旨の遺産分割方法の指定（民法908条参照）をする場合が考えられる。なお、Aは、遺言において、相続分の指定をしていないものとする（下記3で検討する）。第3に、Aが遺言において、相続分の指定（民法902条）をする場合を考えることができる。ここでは、Aが、Xの相続分を4分の3とし、もう1人の法定相続人の相続分を4分の1と指定するもの考えることとする。なお、Aは、遺言において、遺産分割方法の指定はしていないものとする（下記4で検討する）。第4に、Aが遺言において、本件定期預金を、法定相続人Xに取得させる旨の遺産分割方法の指定をするとともに、相続分の指定をする場合を考えることができる。ここでは、Aが、Xの相続分を4分の3とし、もう1人の法定相続人の相続分を4分の1と指定するもの考えることとする（下記5で検討する）。

2 預金の特定遺贈

(1) 債権譲渡の債務者対抗要件

Aが本件定期預金を、Xに特定遺贈（本件特定遺贈）した場合を検討することにする。Xが法定相続人の1人の場合と、Xが法定相続人ではない場合が考えられる。前者の場合について、

もう1人の法定相続人をCとし、後者の場合について、法定相続人をCとDとする。

本件定期預金に係る債権（本件定期預金債権）は、Aの死亡により、本件特定遺贈にもとづいて、Xに移転する⁽⁷⁾。したがって、特定受遺者であり譲受人であるXが、債務者であるB銀行に対して、本件定期預金の払戻しを求めるためには、債務者対抗要件を備えなければならないと考えられる⁽⁸⁾。本件特定遺贈にもとづく本件定期預金債権のXへの譲渡を、債務者Bに通知するか、債務者Bが承諾することが債務者対抗要件である（民法467条1項）。ここでは、遺言執行者がいないため、債務者Bに通知をするのは、譲渡人の法定相続人であると考えられる。Xが法定相続人の1人の場合は、XとCが共同であるBに対する通知が、Xが法定相続人ではない場合は、CとDが共同であるBに対する通知が、債務者対抗要件になるものと考えられる。債権譲渡をした譲渡人の地位を、被相続人Aから、法定相続人であるXとC、または、CとDが承継し、その譲渡人の地位のなかに、債権譲渡の債務者対抗要件を具備するために債務者Bに通知をする地位が含まれていると考えることができるからである⁽⁹⁾。ここでは、本件定期預金債権の各2分の1について、各法定相続人がするBに対する通知が、債務者対抗要件になるものとは考えるべきではない。なぜならば、法定相続人は、被相続人から、金銭債権を相続するのではなく、譲渡人として特定遺贈にもとづく債権譲渡について債務者対抗要件を具備する義務を相続すると考えるべきだからである。

-
- (7) 特定遺贈の目的が貸金債権である場合について、大判大正5年11月8日民録22巻2078頁は、「遺贈ハ遺言ヲ以テ受遺者ニ財産上ノ利益ヲ与フルモノニシテ遺言者ノ意思表示ニ外ナラサレハ遺言カ表意者ノ死亡ニ因リテ其効力ヲ生スルト同時ニ遺贈ノ目的タル財産ハ民法第176条所定ノ如ク物權的効力ヲ生シ直接ニ受遺者ニ移転スルヲ本則トシ其物權的効力ヲ生スルハ遺贈カ包括遺贈ナルト特定遺贈ナルトニ依リテ異ナルヘキモノニ非ス」との見解を示した上で、「本件ニ於テ原審カ亡Aハ其有スル貸金債権ノ十分ノ二ヲ各長男B次男C三男Dニ其二十分ノ一ヲ長女Eニ其十分ノ一ヲ各次女F三女G四女H五女I及Jニ遺贈シタルコトヲ判示シタルハ特定遺贈ヲ為シタルコトヲ認メタルモノニシテ遺贈ノ結果遺言者タルAノ死亡ト同時ニ各受遺者ニ貸金債権ノ移転シタル旨ヲ判示シ特定遺贈ニ物權的効力ヲ認メタルハ相当ニシテ本論旨ハ採用スルニ足ラス」と判断して、上告を棄却した。
- (8) 安西二郎「相続預貯金払戻請求訴訟の論点」判タ1355号53-54頁は、「特定遺贈の場合（最二小判昭和49.4.26民集28巻3号540頁）の場合、被告金融機関が債務者対抗要件の抗弁を主張したときは、再抗弁として通知・承諾（民法467条1項）を要する」とする。
- (9) 潮見佳男『相続法（第5版）』（2014年）273頁が、遺贈は、被相続人による相続財産の処分行為であり（単独行為である）、遺贈の中には、特別の手續や行為が必要なものがあり、債権の遺贈の場合、対抗要件の具備行為をする者が必要であり、遺贈に伴う手續・行為を実行すべき義務を負う者のことを遺贈義務者というとし、遺贈義務者は、相続人であるとする（遺言執行者が代理人として行為する場合もあるとする）ことを参照。

(2) 譲渡禁止特約（民法466条⁽¹⁰⁾）

本件定期預金には、譲渡禁止特約があるものとする。本件定期預金の預入金融機関BとXとの法律関係はどのようなものとなるかが問題となる。Xが本件定期預金について譲渡禁止特約があることについて悪意であるか、または、善意ではあるが重大な過失がある場合は、譲渡禁止特約の効力により、Xは、本件定期預金を取得しないことになると考えられる（譲受人に重大な過失がある場合について、最判昭和48年7月19日民集27巻7号823頁。また、譲渡人・譲受人間でも債権譲渡の効力が生じないとの見解を前提とするものとして、最判昭和52年3月17日民集31巻2号308頁参照）。

これに対して、遺贈ではなく、死因贈与の事案ではあるが、次のような下級審判決がある。東京高判平成9年10月30日金法1535号68頁は、贈与者（訴外）が、その全財産を受贈者（原告・控訴人、法定相続人ではない）に対して死因贈与をし、その全財産の中に預金が含まれている場合において、受贈者が預金の預入金融機関（被告・被控訴人）に対して、預金に係る債権（本件預金債権）の帰属の確認を求めて訴えを提起した事件について、本件預金債権は受贈者に帰属することを確認した。その理由は、本件において、「本件預金債権の帰属主体が控訴人であることが明白であり、その帰属主体が誰であるかについては利害関係がないのに、受託銀行である被控訴人銀行において、本件預金債権につき譲渡を禁止する特約があることを理由に控訴人が本件契約に基づき本件預金債権を譲り受けたことを否認することは、信義則上許されないものと解するのが相当である」というものである。なお、本件において、債務者対抗要件の具備がどのようになされたかについては、受贈者が自ら原告となり、法定相続人全員（複数人）を被告にして、本件預金債権の預金名義を受贈者に変更する手続を求めて訴えを提起し、その請求を認容する確定判決を得、そのうえで、預入金融機関に対して、この確定判決の存在および内容を告知し、その後、受贈者が原告となり、預入金融機関を被告として、本件の訴えを提起したという経緯がある。本判決については、法定相続人がいる場合において、本件預金を含む全財産を、法定相続人ではない者に死因贈与した事案であって、法定相続人全員と受贈者の間では、本件預金の帰属について、判決をもって、受贈者に帰属することが確定していることが、預入金融機関が譲渡禁止特約の効力を主張することを信義則に反すると判断した有力な事情で

(10) 民法466条については、「民法の一部を改正する法律案」（第189回国会（常会）に提出）により、大幅な変更が行なわれている（変更の内容については、例えば、潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』132-139頁〔466条から466条の5〕参照）。

あると思われ、一般化することについては慎重に臨むべきであろうと考えられる⁽¹¹⁾。なお、これとは別に、共同相続人の1人に対する定期預金債権の特定遺贈の効力が争われた事件について、譲渡禁止特約への言及がないままに、当該遺贈にかかる遺言の趣旨とは異なる内容の遺産分割協議の成立を理由として遺贈の効力を否定した原審の判断は違法であるとして、原判決を破棄し、原審に差し戻した最高裁判決がある（最判平成12年9月7日金法1597号73頁）。

譲渡禁止特約の効力によって、譲受人が預金債権を取得しないと考える場合であっても、債務者である預入金融機関が譲渡禁止を解く承諾をしたときは、譲受人は預金債権を取得することになる（譲渡禁止を解く承諾により、譲渡の時に遡って有効になると考えられていて（前掲・最判昭和52年3月17日）、他方で、民法116条の法意に照らし、譲渡禁止を解く承諾よりも前に差押えの効力が生じた差押債権者を例とする第三者の権利を害することはできない（最判平成9年6月5日民集51巻5号2053頁））。これを特定遺贈について当てはめるならば、譲渡禁止特約のある定期預金債権が、特定遺贈により債権譲渡され、被相続人の法定相続人から預入金融機関に譲渡の通知が行なわれた場合において、預入金融機関が、譲渡禁止を解く承諾をしたときは、特定受遺者である譲受人は、預入金融機関に対して、満期到来後、または、満期到来前であれば、預入金融機関による期限前払戻しについての承諾を得て、定期預金の払戻しを求めることができることになる（ただし、預入金融機関が、譲渡禁止を解く承諾よりも前に差押えの効力が生じた差押債権者の権利を害することはできない）。

（3）債権譲渡の第三者対抗要件

（1）と同じく、Xが法定相続人の1人の場合と、Xが法定相続人ではない場合が考えられるが、前者の場合、もう1人の法定相続人をCとし、後者の場合、法定相続人をCとDとする。Aの死亡後、Cの債権者Eが、本件定期預金にかかる債権の2分の1について、差押えをした場

(11) なお、田原陸夫「預金債権の遺贈と譲渡禁止特約」金法1539号4頁は、本判決に「典型的にみられるように、譲渡禁止特約の付された時点ではその特約の締結につき合理性が認められても、その譲渡時、あるいは、譲受債権の行使時に、債務者にとって、その債権の帰属主体が誰であるかについて利害関係のない場合にまで、債務者に特約による譲渡の無効を主張させる実際上の必要性がいかにあるのか、疑問なしとしない」とし、「本判決は、実質的に包括遺贈がされたという特殊な事例であるが、これまでアプリオリ的に捉えられていた債権の譲渡禁止特約の効力につき、その検討を迫る引金の1つとなりうるものである」としたうえで、「金融実務では、安全指向から、預金が譲渡されかつ反対債権の行使等の問題がない場合にも、その承認には消極的であり、訴えが提起されても譲渡禁止特約を主張するとの方法がとられるのが一般的であった。しかし、本判決は、少なくとも、譲受人の地位が明白で、かつ金融機関に何らの不利益も想定されない場合には、これを肯認して実務処理をすべきことを要請するものといえよう」とする。ここでは、譲渡禁止特約のある債権の譲渡一般が問題とされているのであり、預金債権が遺贈された場合、常に、債務者である金融機関が、譲渡禁止特約を主張することを許すべきではないという趣旨の意見が述べられているのではないように思われる。

合におけるXとEの法律関係はどのようなものとなるかが問題となる。特定遺贈にもとづく債権譲渡は、債権譲渡の第三者対抗要件を具備しないと、第三者に対抗することができない。法定相続人は、被相続人の地位を包括承継するため、特定遺贈にもとづく債権譲渡の第三者には当たらないが、法定相続人からの譲受人、または、法定相続人の債権者で特定遺贈の目的である債権について差押えをした者は、特定遺贈にもとづく債権譲渡の第三者に当たると解される。

第三者対抗要件は、確定日付ある証書による債務者に対する通知または債務者の承諾である(467条2項)。(1)と同じく、ここでは、遺言執行者がいないとするため(遺言執行者がある場合については、後述Ⅲ)、債務者Bに通知をするのは、譲渡人の法定相続人であると考えられる。Xが法定相続人の1人の場合は、XとCが共同でBに対する確定日付ある証書による通知が、Xが法定相続人ではない場合は、CとDが共同でBに対する確定日付ある証書による通知が、第三者対抗要件になるものと考えられる。

このような第三者対抗要件が具備される前に、Eが、本件定期預金にかかる債権の2分の1について差押えをした場合、XはEに対して、Eが差押えをした本件定期預金にかかる債権の2分の1については、本件特定遺贈にもとづく本件債権譲渡を対抗することができない。したがって、Eが、本件定期預金債権にかかる債権の2分の1について、取立てをし(民事執行法155条)、または、転付命令が発せられる(同159条)ことを、Xは阻止することはできないと考えられる。

3 特定の預金を特定の相続人に相続させる遺産分割方法の指定で相続分の指定を伴わないもの

Aが遺言において、本件定期預金(元本1,000万円、預入期間1年の定期預金)を、法定相続人Xに取得させる遺産分割方法の指定をする場合を検討することにする。このとき、Aの遺産は5,000万円程度あり、Aは遺言では相続分の指定をしていないものとする。Aが死亡し、Aには、法定相続人が2人(XとC)いるとし、法定相続分を各2分の1とする。

特定の不動産を特定の法定相続人に取得させる遺産分割方法の指定(民法908条)については、相続開始と同時に、何らの行為を必要とせずに、当該特定の法定相続人が、単独で、当該特定の不動産の所有権を取得するものと解されている(最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁)。同じように、特定の預金を特定の法定相続人に取得させる遺産分割方法の指定がされ、預金者が死亡した場合、相続開始と同時に、何らの行為を必要とせずに、特定の法定相続人が、単独で、当該特定の預金を取得するものと解すべきであると考え(12)。まず、不動産と預金とで、法律

(12) 山田誠一「特定の銀行預金を特定の相続人に相続させる旨の遺言」『現代民事法の実務と理論(下)』(2013年)645-651頁参照。

関係を異なるものとすべき理由はない。したがって、このような遺産分割方法を指定する遺言がない場合は、不動産であれば、相続分に応じて共同相続人の共有となり、預金であれば、預金債権については、相続分に応じて分割され、各共同相続人が分割後の債権を単独で有するのに対して、遺言による遺産分割方法の指定によって、特定の相続人が単独で取得することとなる。また、このような遺産分割方法を指定する遺言がない場合、不動産であれば遺産分割を必要とするのに対して、預金債権については、確かに遺産分割を必要としないが、預金者としての地位は、共同相続人全員に承継されることから、期限前払戻しなどを行なうためには、共同相続人全員の関与が求められることとなると考えられ、遺産分割方法の指定を用いて法律関係を簡略にする要請は、不動産と預金とで、大きくは異ならないように思われる。

特定の預金を特定の法定相続人に取得させる遺産分割方法の指定がされ、預金者が死亡した場合、相続開始と同時に、何らの行為を必要とせずに、特定の法定相続人が、単独で、当該特定の預金を取得すると解すると、その法律関係は、法定相続人が1人であって、遺言がなく、預金が、単独の法定相続人に承継されることと同様の法律関係になるものと思われる。そうすると、まず、債務者対抗要件は、不要になると考えられる。遺言執行者がいない場合とすると、当該特定の相続人以外の相続人と共同してするBに対する通知を必要とせずに、Xは、Bに対して本件定期預金の払戻しを求めることができることになる。また、仮に特定遺贈については、譲渡禁止特約の効力が及ぶと考えるとしても、法定相続による債権の承継には、譲渡禁止特約の効力は及ばないと考えるべきであると思われる。

また、Cの債権者Eが、本件定期預金にかかる債権の2分の1について、Cを債務者、Bを第三債務者として、差押えをすることが考えられる。Xは、相続開始と同時に何らの行為を必要とせずに、本件定期預金を取得すると考えることができると思われ、そうであれば、Eに対して、Xは、第三者異議の訴えによって、その差押えにかかる強制執行の不許を求めることができると考えられる。

それに対して、譲渡禁止特約がないか、効力を有しない場合を想定し、第三者対抗要件の具備の有無が意味を持つ場合を考えてみることにしたい。被相続人Aが本件定期預金にかかる債権を第三者(F)に譲渡した後、その第三者対抗要件を具備せずに、死亡した場合であって、Fへの譲渡の後、本件定期預金について遺言を作成していた場合である。Aの遺言がXへの本件定期預金の特定遺贈であれば、特定遺贈にもとづく債権譲渡についての第三者対抗要件を、Fへの譲渡についての第三者対抗要件より先に具備すれば、Xは、Fに対して、特定遺贈にもとづく債権譲渡を対抗することができるのに対して、Aの遺言が本件定期預金についての遺産分割方法の指定であれば、相続人であるXは被相続人Aが負う義務を承継するため、Xは、FがAから本件定期預金を取得したことを否定することはできないことになる。

4 相続分の指定が行なわれ遺産に預金が含まれている場合

Aが遺言において、相続分の指定をする場合を考えることができる。ここでは、Aが、Xの相続分を4分の3とし、もう1人の法定相続人の相続分を4分の1と指定する場合を検討することとする。Aの遺産には、本件定期預金（元本1,000万円、預入期間1年の定期預金）が含まれていて、Aが死亡し、Aには、法定相続人が2人（XとC）いるとし、法定相続分を各2分の1とする。

指定された相続分に応じて、XとCに、本件定期預金にかかる債権は、当然に分割され、XとCは、分割後の債権を取得すると考えるべきであると思われる（前掲・最判昭和29年4月8日などの見解は、相続分の指定がない場合における法定相続分にもとづく当然分割という解決を示したものであるが、相続分の指定がある場合には、指定相続分にもとづく当然分割という解決が導かれるべきである。この点は、さらに検討を深める必要があるが、相続分の指定がある場合における、可分債務である金銭債務についての承継に関して、相続人間では指定相続分に応じて相続債務を承継するとした最判平成21年3月24日民集63巻3号427号が参考になる）⁽¹³⁾。したがって、法定相続分と異なる割合で本件定期預金の一部を取得することについての債務者対抗要件は、不要である。債権譲渡ではないからである。また、仮に特定遺贈については、譲渡禁止特約の効力が及ぶと考えるとしても、法定相続による債権の承継には、譲渡禁止特約の効力は及ばないと考えられる。

そうであれば、Cの債権者Eが、本件定期預金にかかる債権の2分の1について、Cを債務者、Bを第三債務者として、差押えをすることが考えられるが、Xは、相続開始と同時に何らの行為を必要とせず、指定相続分に応じて、本件定期預金にかかる債権の4分の3を取得すると考えることができると考えられ、その結果、Eに対して、Xは、第三者異議の訴えによって、本件定期預金にかかる債権の4分の1について、その差押えにかかる強制執行の不許を求めることができるものと考えられる（遺言によって相続分の指定が行なわれ、遺産のなかに不動産が含まれる場合において、その不動産について法定相続分にしたがって相続登記が行なわれ、法定相続分より指定相続分の方が小さい相続人（甲）が自己の持分権を第三者に譲渡したとき、第三者は、甲の指定相続分に応じた持分権を取得するととどまるとする最判平成5年7月19日家月46巻5号23頁参照）。

(13) 「「相続分の指定がある事例では、金銭債権の共同相続につき、当該金銭債権は、共同相続人間では、当該指定相続分に応じて分割される」という帰結が導かれるべきである（対外的にも、法定相続分から指定相続分への「変更」ではないから、債務者・第三者に対する対抗要件は不要であると考えられる〔金銭債務とは異なる〕」とする潮見・前掲注（9）101頁を参照。

5 特定の預金を特定の相続人に相続させる遺産分割方法の指定で相続分の指定を伴うもの

Aが遺言において、本件定期預金（元本1,000万円、預入期間1年の定期預金）を、法定相続人Xに取得させる遺産分割方法の指定をするとともに、相続分の指定をする場合を検討することにする。ここでは、Aが、Xの相続分を4分の3とし、もう1人の法定相続人Cの相続分を4分の1と指定するものを考えることとする。このとき、Aの遺産は1,600万円程度あるものとし、Aが死亡し、Aには、法定相続人が2人（XとC）いるとし、法定相続分を各2分の1とする。

相続分の指定が遺言で、明示的に行なわれていない場合、遺産分割方法の指定による財産の取得が法定相続分を超えることがありうる。その場合は、法定相続分の範囲内で、遺産分割方法の指定をしたと遺言を解釈するか、遺産分割方法の指定が相続分を超えないように相続分が指定されたと遺言を解釈するかという問題があるように思われる。ここでは、その問題を回避するために、遺産分割方法の指定が相続分を超えないことになる相続分の指定が遺言で明示的に行なわれたものとする。

3と4で検討したことを組み合わせた結果を導くことができると考えられる。すなわち、Xは、相続開始と同時に、何らの行為を必要とせずに、単独で、本件定期預金の全部を、単独で取得するものと解すべきであると考えられる。そして、債務者対抗要件は、不要になると考えられる。遺言執行者がいない場合とすると、当該特定の相続人以外の相続人と共同してするBに対する通知を必要とせずに、Xは、Bに対して本件定期預金の払戻しを求めることができることになる。また、仮に特定遺贈については、譲渡禁止特約の効力が及ぶと考えるとしても、法定相続による債権の承継には、譲渡禁止特約の効力は及ばないと考えるべきである。

また、3と4で検討した結果と同様に、Cの債権者Eが、本件定期預金にかかる債権の2分の1について、Cを債務者、Bを第三債務者として、差押えをすることが考えられるが、Xは、相続開始と同時に何らの行為を必要とせずに、本件定期預金にかかる債権の全部を取得すると考えることができると思われ、そうであれば、Eに対して、Xは、第三者異議の訴えによって、本件定期預金にかかる債権の2分の1（Eが差し押さえたものの全部）について、その差押えにかかる強制執行の不許を求めることができると考えるべきである。

Ⅲ 遺言執行者がある場合

1 預金の承継への関与

Ⅱの2で検討した通り、遺言執行者がいない場合、特定遺贈が行なわれると、その債務者対抗要件である通知、および、第三者対抗要件である確定日付ある証書による通知は、法定相続人全員で、債務者に対してすると考えることができる。これに対して、遺言執行者がある場合、

これらの通知はいずれも遺言執行者が行なうことができ、また、行なわなければならないものと考えられる（民法1012条1項）⁽¹⁴⁾。指名債権を目的として特定遺贈が行なわれた場合における債務者に対する通知は、不動産を目的として特定遺贈が行なわれた場合の所有権移転登記の申請と同じく、遺言の執行に当たるからである。また、遺言執行者がある場合、特定遺贈の執行を妨げるべき行為を法定相続人はすることができない（民法1013条）。したがって、法定相続人は、預入金融機関に対して、払戻しを求めることはできないと考えられる。

これに対して、特定の法定相続人に、特定の定期預金を取得させる遺産分割方法の指定が行なわれた場合、Ⅱの3および5で検討した通り、債務者に対する通知は必要ではないと考えられる。したがって、当該特定の法定相続人以外の法定相続人は、通知をすることはない（仮に事実上、通知をすることがあっても、その通知には、法律上の意味はない）。その結果、遺言執行者がある場合であっても、遺言執行者は、債務者に対して通知をすることはない（仮に事実上、通知をすることがあっても、その通知には、法律上の意味はない）。特定の不動産を特定の相続人に遺産分割方法の指定によって取得させる場合に、原則として、遺言執行者は、登記申請する義務はなく、また、その資格を持たないことと同様である（最判平成7年1月24日判時1523号81頁参照）。

2 預金の払戻し権限

定期預金について特定遺贈が行なわれた場合、債務者である預入金融機関に特定遺贈にもとづく債権譲渡が行なわれたことの通知がない段階で、定期預金の満期が到来し、法定相続人に法定相続分にしたがって払戻しが行なわれた場合、預入金融機関は、特定受遺者に対して免責される。法定相続人に対する払戻しは、通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由（民法468条2項）に当たるからであると考えられる。実際にはあまり生じないように思われるが、遺言執行者がある場合、特定遺贈について、遺言執行者は預入金融機関に通知をせず、遺言執行者が、定期預金の満期が到来した後、定期預金全額の払戻しをした場合については、もし、定期預金の満期後払戻しが、遺産の管理その他の遺言の執行に必要な行為であるならば、遺言執行者がいない場合と同じく、預入金融機関は、特定受遺者に対して免責されると考えられ

(14) 東京地判平成14年2月22日金法1663号86頁は、包括遺贈の事案についてはあるが、「預金債権についても、・・・名義変更などの手続をしないと包括受遺者は、第三者（表見相続人の債権者による差押など）に対抗できず、（指名債権が特定遺贈された場合、遺贈義務者の債務者に対する通知または債務者の承諾がなければ、受遺者は、遺贈による債権の取得を債務者に対抗することができない（最高裁昭和49年3月7日民集28-2-174）が、これは包括遺贈についても同様である。）、ここに遺言執行者の執行行為の職務が顕在化する」と特定遺贈の場合についても、言及し、債務者に対する通知をすることが、遺言執行者の職務となる趣旨の考え方を示している。

る。遺言執行者に対する払戻しは、通知を受けるまでに譲渡人に対して生じた事由（民法468条2項）に当たるからである。

これに対して、特定の法定相続人（X）に、特定の定期預金を取得させる遺産分割方法の指定が行なわれた場合が問題となる。遺言執行者がいない場合、X以外の法定相続人は、預入金融機関に対して、払戻しを求めることができないと考えるべきである。しかし、預入金融機関に、遺産分割方法の指定が行なわれていることが知らされていないことが想定できる。その場合は、当該特定の法定相続人X以外の法定相続人は債権者ではないが、債権の準占有者に当たる場合があり、預入金融機関が、X以外の法定相続人に払戻しをし、善意無過失であれば、民法478条にもとづき、免責されることがあるものと思われる。遺言執行者がある場合も同様に解決すべきであろうと考えられる。すなわち、遺言執行者は、預入金融機関に対して、払戻しを求めることができず、しかし、預入金融機関が、遺言執行者に対して、定期預金の満期が到来した後、定期預金全額の払戻しをした場合については、民法478条の適用の可能性があるというものである。

しかし、東京地判平成24年1月25日金判1400号54頁は、これと反対の見解を示した。すなわち、遺産である預金債権を特定の相続人に相続させる旨の遺言で遺言執行者に指定された者は、当該相続人において、金融機関に当該預金の払戻請求をすることができるとしても、そのような預金債権の払戻しも、遺言の執行に必要な行為に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当であり、当該預金の払戻請求訴訟の原告適格があるとの見解である。遺産分割方法の指定によって特定の相続人が取得するとされた預金の払戻しについて、遺言の執行に必要な行為に当たるとした理由は、金融機関において、相続人全員の承諾等を証する書面ないし印鑑証明書の提出を求める扱いを原則としているところも少なくなく、相続人全員の協力が得られなければ円滑な遺言の実現が妨げられることになりかねないことを指摘している。

この判決の見解のような解決が妥当であるかどうかは、預入金融機関が払戻しの際にする実際の対応をどの程度斟酌すべきかなどを含めて、さらに検討を要するようと思われる。なお、水野紀子＝岡部喜代子＝吉岡毅「遺言に基づく預金債権の払戻請求に対する金融機関の対応について」（金法1783号30頁）では、預金について相続させる旨の遺言がある場合において、遺言で遺言執行者が指定されているときは、原則として当該遺言執行者が預金の払戻請求権を有するとの考え方を示している。

IV 遺言による預金の承継と遺留分の侵害

(1) 特定遺贈の場合

簡単な例を設定して、検討を行なうこととする。被相続人Aは、預入金融機関Bに対して、元本1,000万円、預入期間1年の定期預金（本件定期預金）を有していて、本件定期預金のみが遺産であり、債務を負っていないとしたとする。法定相続人は、1人（C）であり（Cは、Aの子であったとする）、Aは、遺言で、本件定期預金にかかる債権をXに特定遺贈（本件特定遺贈）していたところ、Aが死亡した。Xは法定相続人ではないという例である。

Cの法定相続分は10割であり、遺留分は2分の1である。遺産合計は1,000万円であり、その2分の1である500万円相当が、遺留分であって、Cが相続により取得した財産はないので、本件特定遺贈によるCの遺留分侵害は、500万円相当である。その結果、Cが、Xに対して、遺留分減殺請求をすると、Xが取得した本件定期預金のうち、500万円相当が、XからCに移転することになるものと考えられる。なお、利息については、ここでの検討では省略する。

以上を前提にして、まず、遺留分減殺請求がされる前の法律関係は、次のようになると考えられる。Ⅱの2で検討した通り、Cによる債権譲渡の通知が、債務者対抗要件となり、本件定期預金に譲渡禁止特約があり、譲渡禁止特約の効力が、Aによる特定遺贈に及ぶと考えるならば、債務者Bによる譲渡禁止を解く承諾があれば、特定受遺者Xは、Bに対して、本件定期預金の払戻しを求めることができることになる。そのうえで、上記の通り、Cが、Xに対して、遺留分減殺請求を行なうと、本件定期預金債権のうち500万円相当が、XからCに移転することになる。この債権の移転については、債務者対抗要件が必要になるものと思われる。指名債権を目的にした売買が行なわれ、債務者対抗要件が具備された後に、その売買契約が解除され、または、取り消されたとき、解除にもとづく原状回復、または、取消しにもとづく遡及的無効を、債務者に対抗するためには、債務者対抗要件が必要であろうと考えられる。そうだとすると、そのような考え方は、遺留分減殺請求にもとづく債権の移転にも、妥当するだろう。債務者対抗要件である通知を債務者である預入金融機関に対してするのは、特定受遺者であるXである（Xが通知をしない場合は、CがXを被告として、通知をするよう求める訴えを提起し、裁判所が、Xに対して通知をするよう命じ、その判決をCがBに告知することによって、債務者対抗要件が具備されることになるものと思われる（民法414条2項ただし書、民事執行法174条参照））。なお、譲渡禁止を解く承諾が、当該債権について、その後、一般に譲渡禁止を解くものであるのか、当該譲渡についてのみ譲渡禁止を解くものであるのか、ここに関わるように思われる。この例における預入金融機関がした譲渡禁止を解く承諾は、一般に譲渡禁止を解くものとして行なわれた場合は、遺留分減殺請求にもとづく債権の移転について、支障は生じない。反対に、この例における預入金融機関がした譲渡禁止を解く承諾は、当該譲渡についてのみ譲渡禁止を解くものとして行なわれた場合は、次のように考えるべきである。遺留分制度は、被相続人の意

思にもとづく財産処分であっても、遺留分が侵害された範囲では、遺留分権利者の減殺請求の対象とするものである。そうであれば、被相続人（預金者）が第三者（預入金融機関）との間でした譲渡禁止特約の効力により、遺留分制度に制約が生ずるとする解決は、相当であるかどうか疑わしい。さらに、多面的に検討を行なう必要があるが、遺留分減殺請求にもとづく債権の移転については、その債権に譲渡禁止特約がある場合であっても、譲渡禁止特約の効力が及ばないという方向で、この問題を解決すべきであるように考える。

（２）遺産分割方法の指定の場合

相続分の指定を伴わない遺産分割方法の指定であって、法定相続分の範囲にとどまるものは、他の相続人の遺留分を侵害することはない。

（３）相続分の指定の場合

相続分の指定は、遺留分権利者の遺留分を侵害することがある（最決平成24年1月26日家月64巻7号100頁参照）。簡単な例を設定して、検討を行なうこととする。被相続人Aは、預入金融機関Bに対して、元本1,000万円、預入期間1年の定期預金（本件定期預金）を有していて、本件定期預金のみが遺産であり、債務を負っていないとしたとする。法定相続人は、2人（XとC）であり（2人とも、Aの子であったとする）、Aは、遺言で、Xの相続分を10割、Cの相続分をゼロとする相続分の指定を行なった（本件相続分の指定）。Aが死亡した。

Cの法定相続分は2分の1であり、遺留分は4分の1である。遺産合計は1,000万円であり、その4分の1である250万円相当が、遺留分であって、Cが相続により取得した財産はないので、本件相続分の指定によるCの遺留分侵害は、250万円相当である。その結果、Cが、Xに対して、遺留分減殺請求をすると、Xが取得した本件定期預金のうち、250万円相当が、XからCに移転することになるものと考えられる。なお、利息については、ここでの検討では省略する。

以上を前提にして、まず、遺留分減殺請求がされる前の法律関係は、次のようになると考えられる。Ⅱの4で検討した通り、相続分の指定には、債務者対抗要件は必要なく、本件定期預金に譲渡禁止特約がある場合であっても、譲渡禁止特約の効力は、相続分の指定には及ばない。したがって、Xは、Bに対して、本件定期預金の払戻しを求めることができることになる。そのうえで、上記の通り、Cが、Xに対して、遺留分減殺請求を行なうと、本件定期預金債権のうち250万円相当が、XからCに移転することになる。この債権の移転については、（1）で検討した通り、債務者対抗要件が必要になるものと思われる。債務者対抗要件である通知を債務者である預入金融機関に対してするのは、10割の相続分の指定を受けたXである（Xが通知をしない場合は、CがXを被告として、通知をするよう求める訴えを提起し、裁判所が、Xに対し

て通知をするよう命じ、その判決をCがBに告知することによって、債務者対抗要件が具備されることになるものと思われる（民法414条2項ただし書、民事執行法174条参照）。本件定期預金に譲渡禁止特約がある場合、この遺留分減殺請求にもとづく本件定期預金にかかる債権の移転に、譲渡禁止の効力が及ぶかどうかが問題となる。しかし、(1)で検討した通りであり、遺留分制度は、被相続人の意思にもとづく財産処分であっても、遺留分が侵害された範囲では、遺留分権利者の減殺請求の対象とするものである。そうであれば、被相続人（預金者）が第三者（預入金融機関）との間でした譲渡禁止特約の効力により、遺留分制度に制約が生ずるとする解決は、相当であるかどうか疑わしい。さらに、多面的に検討を行なう必要があるが、遺留分減殺請求にもとづく債権の移転については、その債権に譲渡禁止特約がある場合であっても、譲渡禁止特約の効力が及ばないという方向で、この問題を解決すべきであるように考える。